

第二種特定鳥獣管理計画
ーイノシシーー
第3期

(令和4年4月1日から令和9年3月31日まで)

京 都 府

目 次

1	管理すべき鳥獣の種類	1
2	計画の期間	1
3	計画の対象区域	1
4	計画策定の目的及び背景	
	(1) 目的	1
	(2) 背景	1
5	イノシシをとりまく状況	
	(1) 分布状況	1
	(2) 生息状況	1
	(3) 捕獲状況	2
	(4) 被害状況	3
	(5) 豚熱対策実施状況	3
6	これまでの取組みと評価	
	(1) これまでの取組み	3
	(2) 評価と課題	4
7	管理の基本的な考え方	4
8	管理の目標	
	(1) 農作物被害額の半減	4
	(2) 個体数の半減	4
9	目標を達成するための方策	
	(1) 個体群管理	
	① 狩猟による捕獲	4
	② 被害防止捕獲	5
	(2) 被害防除	
	① 防護柵の設置	5
	② 防護柵の維持管理	5
	③ 技術の普及と人材の育成など	6
	(3) 生息環境管理	
	① 生息地管理	6
	② 農地並びに農地及び集落周辺の管理	6
	③ 誘因物の適切な管理	6
10	その他イノシシの保護管理のために必要な事項	
	(1) モニタリング等の調査研究	
	① 被害調査	6
	② 生息状況調査	6
	(2) 狩猟者の育成	7
	(3) 捕獲個体の処理及び利活用	
	① 処理	7
	② 利活用	7
	(4) 計画の実施体制	7

1 管理すべき鳥獣の種類

イノシシ（イノブタを含む）

2 計画の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

3 計画の対象区域

京都府全域

（ただし、国指定の冠島・沓島鳥獣保護区（舞鶴市）は除く。）

4 計画策定の目的及び背景

(1) 目的

積極的な捕獲により早期に生息頭数を減少させ、適正な個体数に維持するとともに、獣害に強い地域づくりを推進し防除等の取り組み効果を高め農作物被害を減少させることにより、人とイノシシとの共存を図る。

(2) 背景

近年の積雪量の減少や耕作放棄地の増加などにより、人の生活圏において生息適地が広まり、分布域の拡大と生息数の増加とともに人との軋轢が高まっている。

特に、イノシシによる農作物被害は大きな問題となっており、鳥獣による農作物被害のうちイノシシがもっとも被害額が大きい。また、農地の畦畔や道路・宅地法面の掘り起こし、鉄道や自動車との衝突事故など被害統計で示されない被害の発生も問題となっている。

人との軋轢が問題となる一方で、イノシシは重要な狩猟獣の一つとして長く狩猟の対象とされるとともに食肉資源としての価値が広く認められてきた。また、イノシシは里山から奥山にいたる森林生態系の重要な構成要素であることから、その個体数の適切な管理は、生物の多様性の保全の視点においても重要な課題である。

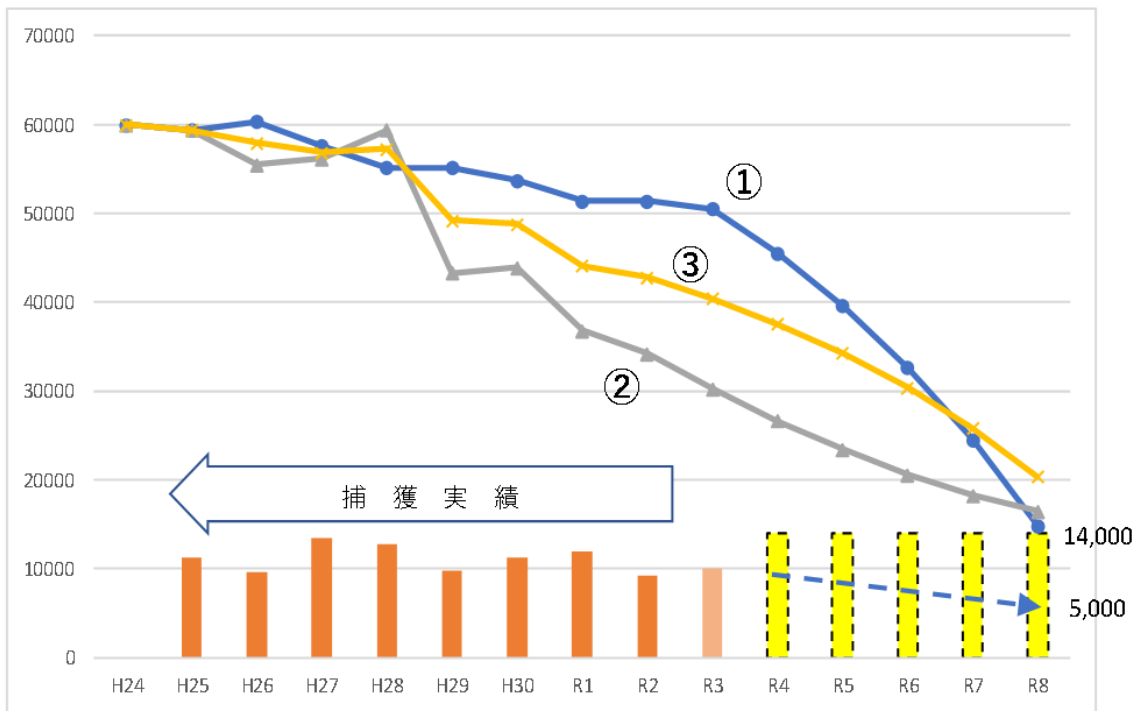
5 イノシシをとりまく状況

(1) 分布状況

市街地を除くほぼ全域に分布している。しかし、近年は、市街地にイノシシが出没する事例があり、イノシシの生息域が人の生活圏に近接してきている状況である。

(2) 生息状況

イノシシは、大型哺乳類の中では短期間で大幅な個体数変動がある種であり、密度や個体数を推定する実用的な方法が確立されていないが、平成24年度時点の推定生息数を60,000頭（暫定値）、自然増加率を1.178（環境省が作成した「特定鳥獣保護管理計画のためのガイドラインⅡ種別編イノシシ」から引用）として試算すると、令和2年度の個体数は約51,000頭と推定される。



平成 24 年度時点の推定生息数を 60,000 頭として算出

- ① : 増加率 1.178 により算出。R 4 以降は 14,000 頭を捕獲した場合
- ② : 狩猟 CPUE の指標により算出。R 4 以降は捕獲効率の減少を見込み R 3 を 10,000 頭とし、漸次 1,000 頭減少の場合 (R 8 : 5,000 頭)
- ③ : ①と②の平均。R 4 以降は 10,000 頭を捕獲した場合

図 1 推定生息数のシミュレーション

(3) 捕獲状況

被害防止捕獲数の増加に伴い総捕獲数は増加傾向である。堅果類の豊凶状況等により短期間で大幅な個体数変動をすることもあり、平成 16 年度以降では年度ごとに増減を繰り返しながら推移している。

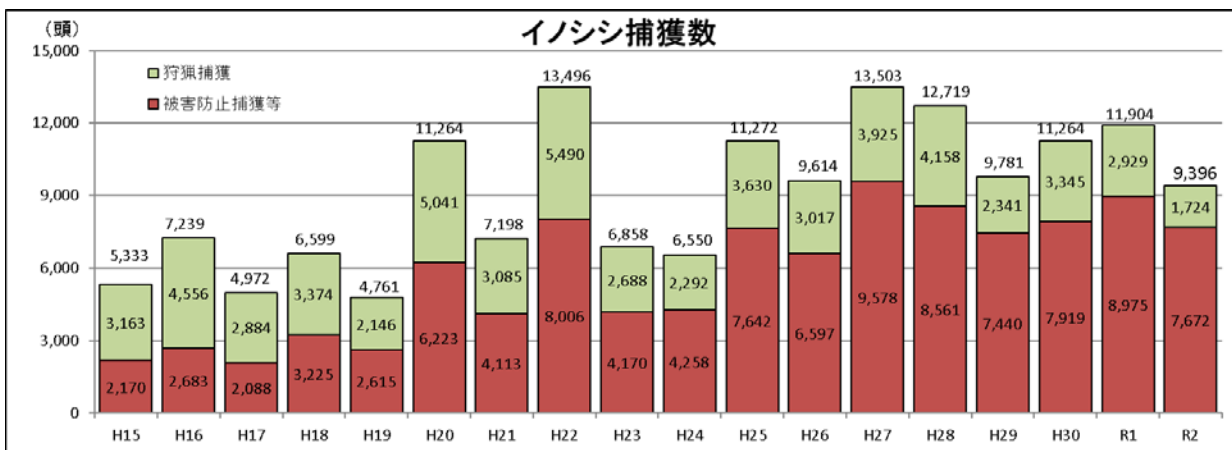
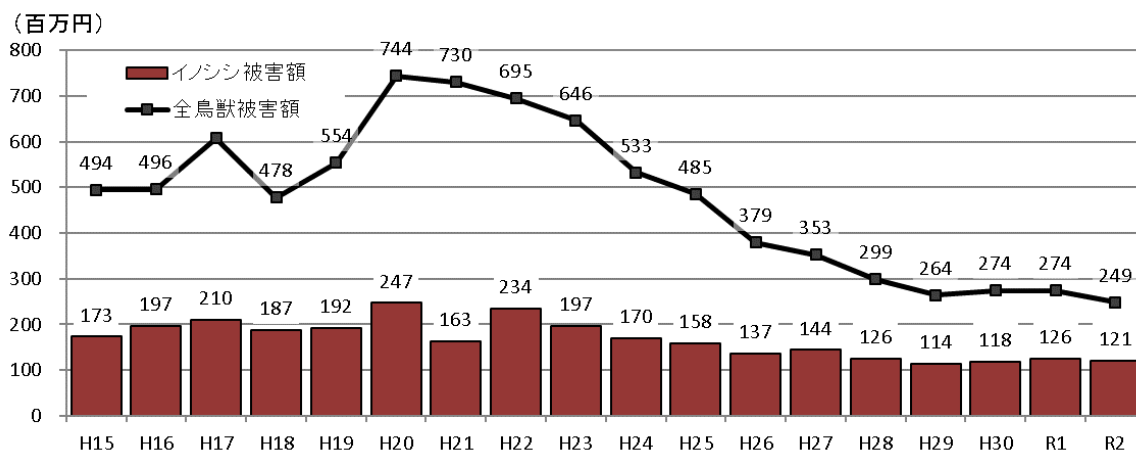


図-2 イノシシ捕獲頭数の推移 (平成 15~令和 2 年度)

(4) 被害状況

農作物被害は、イノシシによる被害が最も大きく令和2年度では被害金額全体の約50%を占めている。また、農地畦畔やのり面の掘り起こし、水路の破壊などの農業生産基盤への被害もあり、生産性の低下や生産者の営農意欲の減退が問題となっている。

林業被害は、スギ・ヒノキの新植地で掘り返しの被害が生じていたが、平成25年度以降の被害は報告されていない。



図－3 農作物被害金額の推移（平成15～令和2年度）

(5) 豚熱対策実施状況

日本では、1992（平成4）年の熊本県での感染例以降は確認されていなかったが、2018（平成30）年9月に岐阜県の養豚場において発生が確認されて以降、感染地域が拡大している。府内では、令和2年4月27日に野生イノシシで発生が確認されて以降、感染拡大が続いている。

府内では、全ての養豚場でワクチン接種が実施されているが、野生イノシシの対策としては、経口ワクチンの散布により、感染拡大を防止している。また、感染状況確認のため、捕獲イノシシや死亡理由が不明なイノシシの豚熱検査を随時実施している。

令和元年度から令和2年度にかけてイノシシの捕獲数が約23%減少しており、豚熱との関連性が疑われるため今後も感染状況を注視していく。

6 これまでの取組みと評価

(1) これまでの取組み

イノシシによる農作物被害を減少させるため、防護柵を設置することによる被害防除と併せ、捕獲檻等の導入・捕獲奨励金等による捕獲の推進、農地周辺の刈り払い等による生息地管理を実施してきた。

(2) 評価と課題

平成 23 年度から、イノシシ特定鳥獣保護管理計画を策定し、捕獲強化と農作物被害の減少に取り組んだ。

狩猟においては、平成 23 年度から狩猟期間を 1 ヶ月延長し、被害防止捕獲においては平成 25 年度から国交付金を活用した捕獲活動経費を支援している。

狩猟による出猟日数、捕獲数、目撃効率（SPUE）、捕獲効率（CPUE）によるモニタリング調査を継続している。

防護柵の設置は、国の交付金（鳥獣被害防止総合対策交付金）を活用して積極的に設置を進め、平成 30 年度には 3,242 km を設置し、目標を達成した（※）。令和 2 年度末時点では 3,534 km に達しており、耐用年数を超える施設の維持管理が課題となっている。

これらの取り組み等により、農作物被害は減少しているものの、イノシシによる被害額の減少率は他の鳥獣と比べて小さく、また、作物種類別に見ると野菜類・いも類等の被害が減少しているのに対して、水稻被害は高止まりしている。そのため、防護柵の点検・補修を進めるとともに、防護柵の整備と一体となった捕獲を一層進める必要がある。

（※ 防護柵設置目標延長：平成 30 年度までに 3,200km）

7 管理の基本的な考え方

- (1) 捕獲数や目撃効率等のモニタリング調査により生息状況を把握し、地域個体群を適正に維持する。
- (2) 被害の軽減と個体群保全の両面から、適切な狩猟に関する規制の調整や捕獲の推進、被害軽減に必要な対策等を示した「事業実施計画」を年度別に策定する。

8 管理の目標

(1) 農作物被害額の半減

イノシシによる農作物被害を早期に減少させるため、令和 2 年度の被害金額を令和 8 年度までに半減させる。

令和 2 年度被害金額：約 121,000 千円 令和 8 年度目標金額：60,000 千円

(2) 個体数の半減

(1) の目標を達成するために個体数を半減させる。そのために必要な捕獲頭数を、過去最高値を基準として年間 14,000 頭（参考）とする。

令和 2 年度生息頭数：約 51,000 頭、 令和 8 年度目標生息頭数：25,000 頭

9 目標を達成するための方策

(1) 個体群管理

狩猟・被害防止捕獲により、積極的なイノシシの捕獲を推進し個体数を減少させる。

① 狩猟による捕獲

狩猟による捕獲圧を高めるため、以下の規制緩和を引き続き実施する。

- ・狩猟期間の延長

狩猟期間の末期を2月15日から1ヶ月延長し、11月15日から3月15日までとする。

- ・くくりわなの輪の直径に関する制限（12cm）を一部地域で解除

制限解除地域：京都市（北区、左京区及び右京区を除く。）、宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村

② 被害防止捕獲

市町村が実施する被害防止捕獲活動経費への補助により、被害が発生しやすい時期に合わせて計画的に捕獲を実施するとともに、関係各市町村が連携して捕獲を進める広域捕獲を実施する。特に、農作物被害の軽減のため、防護柵の設置箇所を考慮した営農地周辺での捕獲体制の強化や ICT 等の最新技術を活用した捕獲効率の向上に取り組む。

(2) 被害防除

イノシシは適切な防護柵の設置により被害を減らすことができるため、被害地域の実情に応じて適切な設置をする。また、ICT等を活用して維持管理の負担軽減を図り、道路等からの侵入を防止するため新技術を導入し、それらを適正に維持管理することで高い防除効果を発揮するよう努める。

イノシシは潜り込みや飛び越えにより、防護柵を破壊して農地に侵入することがあるため、収穫期前などは特に注意して管理・修繕することが重要である。

なお、既設防護柵の耐用年数が経過して更新等をする場合は、これまでの被害状況等を検証した上で効果的な設置位置や防護柵の種類を検討する。

① 防護柵の設置

複数の農地を囲うことや集落全体を囲うことなど、効果的な設置場所と維持管理の方法等を検討し、地域の合意を形成した上で設置することが望ましい。なお、防護柵の設置箇所においては、捕獲檻などを一体的に整備し、被害防除効果を高めるようにする。

② 防護柵の維持管理

効果的な維持管理のため府のタスクチームが作成した「防除柵（金網）の侵入危険箇所と侵入防止の手引き」により適切な設置及び維持管理の普及を図る。

防護柵は、侵入防止効果を発揮するため普段から適切に維持管理を行う必要がある。

特に、作付期や収穫期は被害が発生するため、防護柵の維持管理に注意する必要がある。しかしながら、農作業等の繁忙期でもあるため、地域ぐるみで取

り組みを行うなど、事前に役割分担を合意形成していくことが望ましい。

③ 技術の普及と人材の育成など

適切な防護柵の設置や維持管理方法、補助事業の活用などについて、野生鳥獣被害対策チームによる普及活動を推進するとともに、地域における指導的な人材の育成・確保に努める。

(3) 生息環境管理

① 生息地管理

山間部におけるイノシシの生育環境には、近年深刻化しているナラ枯れや、エサが競合するニホンジカの増加といった現象の影響も無関係ではないと考えられるため、今後一体的に対策を講じていく必要がある。イノシシの個体群を適正に維持するためには良好な自然環境を保つことが必要であり、モニタリングを行いつつ奥山食物資源を確保できるよう施策を推進する。府や市町村の林務部局と連携しつつ、各種森林に対し広葉樹への樹種転換を検討する等、自然植生の回復を図るよう考慮する。

② 農地並びに農地及び集落周辺の管理

利用されなくなった里山や耕作放棄地は、イノシシの生息地や農地に近づくために身を隠しやすい場所となり、農地への進出を容易にしてしまう。

農地及び周辺部の整備については、府や市町村の農村振興部局と連携しつつ、地域住民やボランティア団体等が協働で実施することを推進し、イノシシによる被害を受けにくい環境の整備（広葉樹林への樹種転換や里山での間伐、藪地の刈り払い等）に努める。

③ 誘引物の適切な管理

生ゴミや放棄果実、農地に放置したクズ野菜、水稻のひこばえなどの存在はイノシシを人の生活圏に呼び寄せる誘引物（エサ）となるため、容易にエサにありつけないよう適切に処分するよう努める。

10 その他イノシシの管理のために必要な事項

(1) モニタリング等の調査研究

イノシシの被害状況と生息状況のモニタリング調査

① 被害調査

農業生産部局が実施する、実損被害面積等の聞き取り調査により被害状況を把握する。また、農業共済の被害データも活用する。

② 生息状況調査

狩猟者に協力を求め、狩猟期間における出猟カレンダー調査を実施し、SPUEや捕獲方法別 CPUE などのデータから分布域及び生息密度の経年変化を追跡調査する。

(2) 狩猟者の育成

狩猟セミナー等の開催による新たな担い手の掘り起こしにより若手のわなの狩猟者を増加させ、令和8年度に狩猟者登録件数 3,000 件を目指すとともに、新規狩猟者への熟練狩猟者によるインターンマイスター制度も活用した銃猟及びわな猟の実地技能講習を開催し、狩猟者・被害防止捕獲班員の早期育成に努める。

(3) 捕獲個体の処理及び利活用

① 処理

捕獲の増加に伴い、被害防止捕獲班員等にとって捕獲個体の埋設処分が負担となっている。また、捕獲個体を大量に埋設することは環境へも負荷を与えるため、捕獲個体の減容化及び焼却による処分に係る費用について支援する。

② 利活用

捕獲されたイノシシを資源として有効に活用し、地域振興等に資するため、捕獲個体の食肉等としての利活用を推進する。

(4) 計画の実施体制

生息及び被害状況や捕獲状況を適切に把握し、毎年のモニタリングにより本計画に基づいた年度別の事業実施計画を市町村と連携して作成する。また、計画の効果やモニタリングの結果については、その後の計画にフィードバックする体制を確立し、必要があれば本計画を見直し適切な対策を実施する。